

2024年10月から

社会保険の適用拡大

2024年10月から、従業員数51人以上の企業で社会保険の加入基準が変わります。

2022年10月から段階的に実施されている社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入対象の拡大について、今年の10月からは従業員数51人以上の企業で働くパート・アルバイトの方が、新たに社会保険の加入対象になります。

「51人以上」の数え方は？

フルタイムで働く従業員数と、週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数を合計した数で考えます。

※Bは週労働時間と月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数



誰が加入対象になるの？

加入対象となる方は、以下4つの条件を満たした従業員です。

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- 1か月あたりの賃金が88,000円以上
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

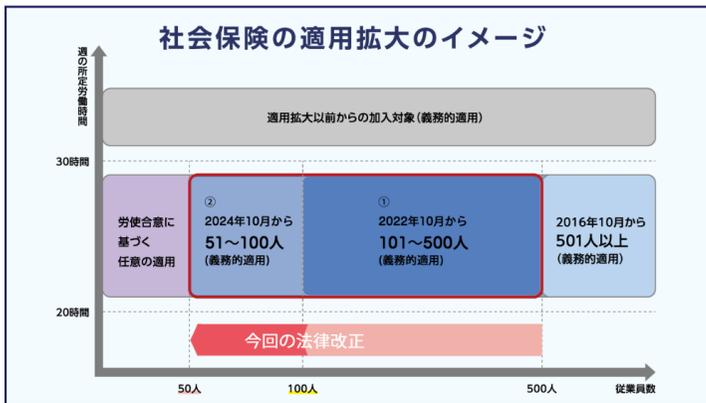
残業が増えて20時間以上働いてしまったらどうなるの？

「所定労働時間が20時間以上30時間未満」は契約上の時間で判断されます。そのため、残業によって一時的に20時間/週を超えてしまったとしても契約上の労働時間が20時間未満の場合は加入対象にはなりません。ただし、このような状態が続き、2か月を超えて実質的に20時間/週以上働いた場合は3か月目から加入対象となります。

「88,000円以上」には通勤手当や残業代も含めるの？

臨時的な手当や1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は含めません。また、残業代や休日・深夜の割増賃金、さらに最低賃金に含めない精皆勤手当・通勤手当・家族手当も含めずに計算します。

★現在、50人以下の企業は義務適用の対象とはなっていませんが、厚生労働省では将来的に企業規模の要件を撤廃する＝従業員数に関わらず適用対象とする方向で議論が進んでおります。まずは対象となる方の把握や、社会保険加入に関する説明から始めていただけますと幸いです。契約時間に加え、各従業員の勤務実態の確認を行っていただくとより良いです。



人事制度に関する研修（目標設定、評価）

A社様において管理職の従業員様を対象とする研修「**目標設定研修**（2月）」「**評価者研修**（6月）」を実施いたしました。

新人事制度が導入されるにあたり、目標設定の方法、面談、自社の評価制度への理解、評価スキル、および部下のやる気を引き出すフィードバックについて講義やワーク、ロールプレイを交えて行いました。人事制度の運用において研修のご要望がありましたら、ぜひご相談ください！



梅雨が明け、吉祥寺にも夏がやってきました。熱中症対策には、①通気性の良い服装、②食事管理、③こまめな水分補給、④暑熱順化に気を付けるとのことで、皆様体調にお気をつけいただきたく存じます。気が付けば「ねっとWORK」も今月でVol.99となりました。来月でVol.100！今後とも皆様のお役に立てるよう情報発信して参ります。よろしくお願いたします。